

第5章 自然環境の保全

第1節 多様な自然環境の保全

現状と課題

美しい景観や食材、文化など、私たちは豊かな自然環境から様々な恩恵を受けている一方で、開発行為や里地・里山での人間活動の縮小、外来生物の侵入などにより、生物の多様性が失われつつあります。

起伏に富んだ地形や複雑な気候がもたらした、本県の多様で貴重な自然環境を後世に遺すため、希少な動植物の生息・生育環境を保全するとともに、自然資源の持続可能な利用の推進などに取り組んでいく必要があります。

施策の展開

1 生物多様性の保全と持続可能な利用の推進

(1) 「生物多様性ながの県戦略」の推進

生き物は歴史的背景を持ちながら、それぞれの働き(機能)やつながり(関係性)を持っており、この「個性」と「つながり」、その「働き」を様々な面からとらえたものを生物多様性といいます。生物多様性には「生態系*の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の3つがあります。

生物多様性は、美しい景観や文化など、私たちに様々な恩恵をもたらしていますが、生き物同士のつながりは非常に複雑であり、一つの種の絶滅が他の種に及ぼす影響は計り知れません。私たちが生き物や自然環境からの恩恵を受け続けるためには、一つひとつの種を保全し、より多くの種が共存しあえる環境基盤を維持することが必要です。

多様な自然環境をもつ本県は、世界の生物多様性のホットスポットとも評されており、全世界の財産と言えます。このため、県では、この世界的にも貴重な本県の生物多様性を脅かしている課題をしっかりと捉え、自然と共生する社会を実現するため、平成24年2月に、県民、自然保護団体、事業者、研究機関などが広く連携して取り組む基本的な計画として「生物多様性ながの県戦略」を策定し、本県の生物多様性の保全と、持続可能な利用を推進するための施策に取り組んでいます。

(2) 長野県版レッドデータブックの作成とレッドリストの改訂

県環境基本計画において重要な政策課題となっている「生物多様性の確保」を実現するため、平成13年度から順次、絶滅のおそれのある動植物とその生息・生育環境を保護・保全するための基礎資料となる長野県版のレッドデータブック「維管束植物編」、「動物編」及び「非維管束植物編・植物群落編」を刊行しました。

また、レッドデータブック刊行後の概ね10年間の環境変化を反映するため、平成24年度から改訂に着手し、平成26年3月に植物の改訂版である「長野県版レッドリスト(植物編)2014」を作成しました。今回の改訂では、掲載種に維管束植物45種、蘚苔類・藻類・地衣類・菌類21種、植物群落12群落を追加しました。平成26年度末には、「長野県版レッドリスト(動物編)2015」の作成を予定しており、改訂したレッドリストについて広く普及を図ることで、絶滅のおそれのある野生動植物の保全への理解と保護に向けた取組を進めるとともに、開発事業等での各種計画における配慮等を一層促していきます。

→「資料編：表2-5-1 長野県版レッドリスト種カテゴリー別集計表」p.171

* 生態系→p.189

(3) 希少野生動植物保護対策

前述の県版レッドデータブックを基礎資料として、「長野県希少野生動植物保護条例*」に基づき、絶滅のおそれのある希少野生動植物の保護に取り組んでいます。これにより、捕獲・採取などが規制される指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の指定状況は資料編 表2-5-2のとおりです。

→「資料編：表2-5-2 指定希少野生動植物等の指定状況」 p.171

生物多様性のホットスポット 長野県

国際NGOコンサベーション・インターナショナル(CI)は、2005(H17)年に、地球規模で生物多様性が高く、かつ破壊が進んでいる地域を、「生物多様性ホットスポット」として発表しました(右図)。ホットスポットは地球上の陸地全体のわずか2.3%の面積しかありませんが、最も絶滅が危惧されている生き物のなかで、維管束植物の50%、哺乳類・鳥類・両生類全体の75%、陸上の脊椎動物の42%の種がその地域に生息・生育しています。

地球上に34箇所あるホットスポットのうちの1つとして、日本列島全体が指定されています。これは、日本の自然環境や生き物が非常に貴重であると同時に、将来的に保全していくことが現状では非常に難しいということを示しています。

国立科学博物館などの維管束植物を対象とした調査によると、日本列島全体のなかでも特に県内やその周辺地域には、維管束植物の固有種が多く確認されており(右下図)、本県はホットスポットの中のホットスポットと言えます。

そこで県環境保全研究所は、2007(H19)年に改訂された環境省の全国版レッドリストにおいて絶滅の危険性が大きくなった植物について、県内での分布傾向を整理しました。その結果、県内の植物では62種が該当しており、中信高原や松本市北部、佐久地方の低地に集中していることが分かりました。

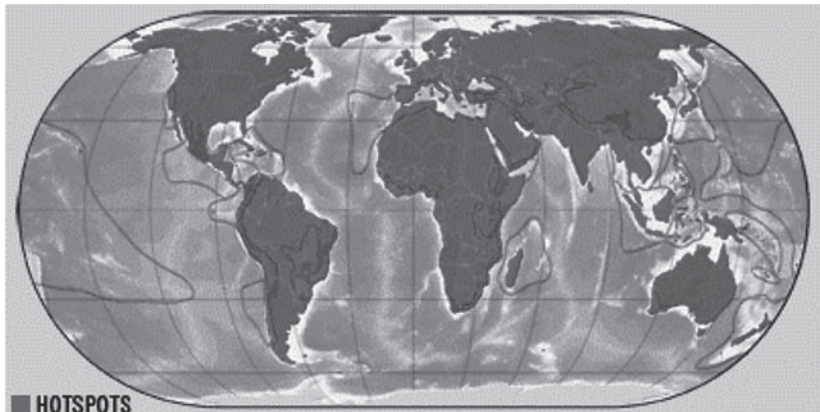


図 世界のホットスポット(濃色)
(出典：コンサベーション・インターナショナル)

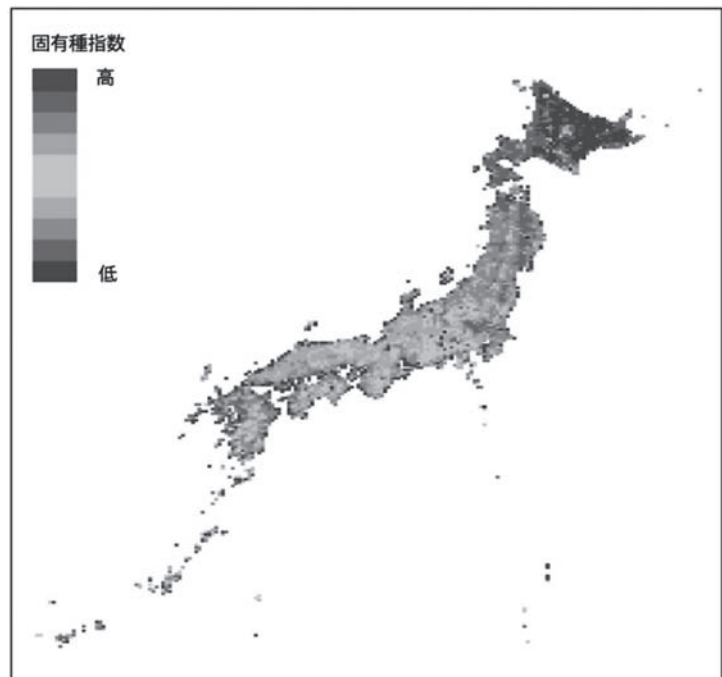


図 日本固有維管束植物ホットスポット地図
(提供：国立科学博物館)

* 希少野生動植物保護条例→p187

長野県生物多様性概況報告書 NAGANO BIODIVERSITY OUTLOOKの作成公表について

生物多様性ながの県戦略の作成に資するため、県内の生物多様性の特色・現状と課題を整理した報告書を作成・公表しました。

生物多様性とは、自然界にみられる「個性」と「つながり」、それらがうみだす「はたらき」を、遺伝子・種・生態系などさまざまな側面からとらえたものです。衣食住から経済・文化まで、人間の生活は依然として生物多様性がうみだすさまざまな自然のめぐみにささえられています。しかし近年の人間活動によって、このめぐみの源である生物多様性は、世界的に危機的な状況にあります。

生物多様性条約、生物多様性国家戦略などの枠組みのもとで、国内外でこの危機への対応がおこなわれています。生物多様性基本法は、都道府県や市町村による生物多様性地域戦略の策定に向けた努力義務を規定しています。本報告は、本県の生物多様性地域戦略に記載されるべき目標や施策を議論するための前提として、生物多様性の現状と課題を整理することを目的に、県環境保全研究所で作成したものです。

掲載ホームページアドレス

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kanken/chosa/kenkyu/tayose/index.html#nbo>



長野県版レッドリストの改訂

「レッドリスト」は、絶滅のおそれのある野生生物の種（絶滅危惧種）をリスト化したものであり、国際的な自然保護団体である国際自然保護連合（IUCN）によって1966年に世界で初めて策定されました。

このリストは、絶滅のおそれのある野生生物の保護活動や生物多様性の保全を図るための基礎資料として、また、絶滅危惧種を守る法令や対策を実施する根拠等の様々な形で活用されています。

リストは、絶滅の危険性が高い区分から、「絶滅危惧ⅠA類」、「絶滅危惧ⅠB類」、「絶滅危惧Ⅱ類」等のカテゴリーに分けられており、2012年に発表されたIUCNレッドリストでは前述の3つのカテゴリーに20,210種が掲載されています。

また、日本でも環境省が策定した第4次レッドリスト（2012、13年策定、10分類群 合計3,597種掲載）を始め、都道府県や市町村、学会で策定したものがあります。

長野県では、2002年に維管束植物編、2004年に動物編、2005年に非維管束植物編・植物群落編の「長野県版レッドリスト」を策定しています。

長野県版レッドリストの策定から概ね10年が経過し、人間活動や開発、植生遷移、外来生物やシカによる被害等から対象種の生息環境変化等を反映するため、平成24年度から改訂に着手し、生息地の消失や新発見、絶滅とされた種の再発見等の情報を検討した、長野県版レッドリストの改訂作業を進め、平成25年度末に植物編の改訂を行いました。動物編は、平成26年度末に改訂予定です。



地域における特色ある取組

～南信州における希少野生植物保護の取組「南信州・希少野生植物保護対策会議」～

- 「南信州・希少野生植物保護対策会議」の発足
平成19年に起きた「ササユリ」の盗掘が疑われる事件を契機に、南信州に自生する希少野生植物の保護活動を行う団体と関係機関が連携して保護対策に取り組み、各団体の自発的な保護活動を促進することを目的として「ササユリ等保護対策連絡会議」が発足し、その後「南信州・希少野生植物保護対策会議」へと改称しました。



ササユリ

- 取組内容
希少種を保護する従来の手法である、「隠して守る」ことではなく、地域住民に広く希少野生植物について知ってもらい、希少野生植物とその自生する里山を「地域全体で守り育てていく」ことを目指し、「開かれた」保護活動を展開しています。

毎年度関係者が集い、希少野生植物の状況についての認識を共有するとともに、保護対策について話し合うことで、それぞれ独自に取り組まれていた保護活動の相互連携が図られ、有意義な情報・意見交換の場となっています。

- 具体的取組

- ・「希少種リーフレット」の配布

平成20年度には、参集団体の1つである伊那谷自然友の会を代表として、統一の腕章と帽子を製作し、各参集団体に配付しました。また、ササユリの印刷された自然保護リーフレットを作成し、下伊那管内の市町村を通じて、各戸配布又は回覧を行いました。

- ・「南信州・希少野生植物保護フォーラム」の開催

平成25年11月に「豊かな環境づくり飯伊地域会議」との共催により、地域住民を対象としたフォーラムを開催し、希少野生植物保護の基調講演、保護活動団体等による取組の事例発表を行うとともに、ササユリのデザインされた特製エコバッグを作製し、参加者に配布しました。



ササユリ特製エコバッグ

2 連携と協働による保全対策の推進

(1) 自然公園や自然環境保全地域等の指定と管理

ア 各種地域等の指定

自然公園、県自然環境保全地域、鳥獣保護地区*などの指定、天然記念物などの指定を行い、貴重な野生動植物やその生息・生育環境を保護・管理しています。

→「資料編：表2-5-3 県天然記念物数」p.171

イ 自然公園の指定と管理

わが国では、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、生物多様性の確保に寄与するため一定の地域を自然公園に指定しています。県内では、国立公園4地域、国定公園3地域、県立自然公園6地域が指定されており、その面積は県全体の面積の約21%を占め、全国3位の広さです。県内を訪れる観光客のうち約4割の人々が豊かな自然環境を求め、自然公園を利用しています。

→「資料編：図2-5-1 長野県自然公園等配置図（平成26年3月31日）」p.172

→「資料編：表2-5-4 自然公園利用者数の推移」p.173

自然公園内では、貴重な高山植物の生育地や特に優れた景観地を特別地域、それ以外の地域を普通地域として区分しています。特別地域内における工作物の新築（増・改築）や木竹の伐採などの行為については環境大臣又は県知事の許可が、普通地域内における工作物の新築（増・改築）や土地の形状変更などの行為については県知事への届出が必要です。

また、公園計画に基づく公園事業の実施についても環境大臣又は県知事の認可が必要です。

→「資料編：表2-5-5 自然公園内での行為の許認可等件数の推移」p.173

ウ 自然環境保全地域等の指定と管理

県知事は、県自然環境保全条例に基づき、県内で優れた天然林を有する森林や、野生動植物の生息・生育地として特に自然環境を保全する必要がある地域を県自然環境保全地域として指定することができます。同地域内には、さらに、特別地区、野生動植物保護地区を指定することができます。開発行為を行う際は事前の許可を必要とすることで、生息・生育する動植物を含めた貴重な自然環境を保全しています。

また、県自然環境保全地域以外で、郷土的又は歴史的な特色のある自然環境をもつ地域を、郷土環境保全地域として指定し、行き過ぎた改変がなされないよう規制しています。（資料編 図2-5-1）

一方、自然公園や県自然環境保全地域など、上記に挙げたような特に自然を守るべきとされる地域だけではなく、裏山などの私達の生活にもっと身近な場所の自然環境についても、県全体にわたって守るべき普遍的な財産であると言えます。このため、県では、県土の約68%にあたる約91万haを大規模開発調整地域として指定し、ゴルフ場、スキー場、ホテル・旅館等の建設や別荘団地の造成などを目的として一定規模を超える開発を行う際には、事前の届出と自然環境への配慮を規定した自然保護協定を締結するよう事業者には義務づけることで、乱開発を抑止し、県民の身近な自然環境を保全しています。

→「資料編：表2-5-6 自然環境保全条例に基づく届出及び自然保護協定件数の推移」p.173

* 鳥獣保護区→p.190

エ 自然保護レンジャー*等による利用者に対する指導

本県の自然環境に関して一定の知識を有する者を自然保護レンジャーに委嘱し、自然公園等の適切な利用マナーの指導や自然環境に関する情報提供などを行っています。

また、貴重な野生鳥獣・希少野生動植物や高山植物などを保護するための各種指導員を置き、保護監視活動や啓発活動を行っています。（表2-5-7）

表2-5-7 各種指導員の人数（平成25年度）

名 称	人 数
鳥獣保護員	116人
自然保護レンジャー	380人
自然公園指導員	146人
希少野生動植物保護監視員	134人

(2) 自動車利用の適正化

中部山岳国立公園では、自動車の交通渋滞による自然環境への影響が懸念される地域において、自然環境を保全し、快適な利用環境を確保するため、マイカーの通行を規制しています。

県道上高地公園線では昭和50年から、県道乗鞍岳線では平成15年7月から規制を実施しており、いずれも乗換駐車場から低公害シャトルバスを運行しています。

(3) ビーナスライン沿線の自然環境保全

ア 美ヶ原高原

平成16年5月に、美ヶ原高原の自然環境の保全と適正な利用を図るため、地域関係者、土地所有者、関係行政機関からなる「美ヶ原自然環境保全協議会」を設立し、失われつつある美ヶ原高原の在来植生を復元する自然再生事業の意義・方針・事業対象区域などについて検討を行いました。平成17年～平成18年は、歩道沿線におけるモニタリング調査とともに、自然再生活動を展開すべき区域を調査し、全体計画を策定しました。また、県は協議会の提言をうけ、柵の設置、新たな在来植生帯の整備及び歩道、園地での自然再生事業を行いました。

平成19年度からは、モニタリング調査の結果から分かってきた自然再生手法により、美ヶ原自然環境保全協議会に関係するNPOなどの各団体が主体的に自然再生活動を実施するようになりました。その一環として、平成23年度からシカ食害対策のための電気柵の設置を試験的に行っています。

今後も、協議会を核として、地域関係者、ボランティア及びNPOなどの民間団体が一丸となって、美ヶ原高原の自然再生に取り組めるように支援を進めます。

イ 霧ヶ峰高原

同じくビーナスライン沿線の霧ヶ峰高原でも、渋滞の緩和や歩く霧ヶ峰の実現のため、シャトルバスの試験的運行の取組などを経て、平成19年11月、地域住民や事業者、関係行政機関などにより「霧ヶ峰自然環境保全協議会」が設立されました。

協議会では早急に取り組むべき課題や目指すべき霧ヶ峰の姿について議論を進め、平成20年度末に霧ヶ峰再生のための基本計画を取りまとめ、ニホンジカの侵入防止柵や外来植物の駆除活動を行っています。

* 自然保護レンジャー→p.189

地域における特色ある取組

～ニホンジカによる植生被害の防護対策～

霧ヶ峰に関わる団体の代表者が一堂に会し、霧ヶ峰の保護と利用のあり方について総合的に協議・検討し、目指すべき霧ヶ峰の姿を描き実現するため、平成19年11月16日に「霧ヶ峰自然環境保全協議会」（通称「霧ヶ峰みらい協議会」）を設立し、現時点での次の課題について取り組んでいます。

- ・自然再生推進の計画の策定と必要な調査
- ・ニホンジカによる植生被害対策
- ・ニッコウキスゲなど高山植物の復元
- ・天然記念物保存管理計画の策定と必要な調査

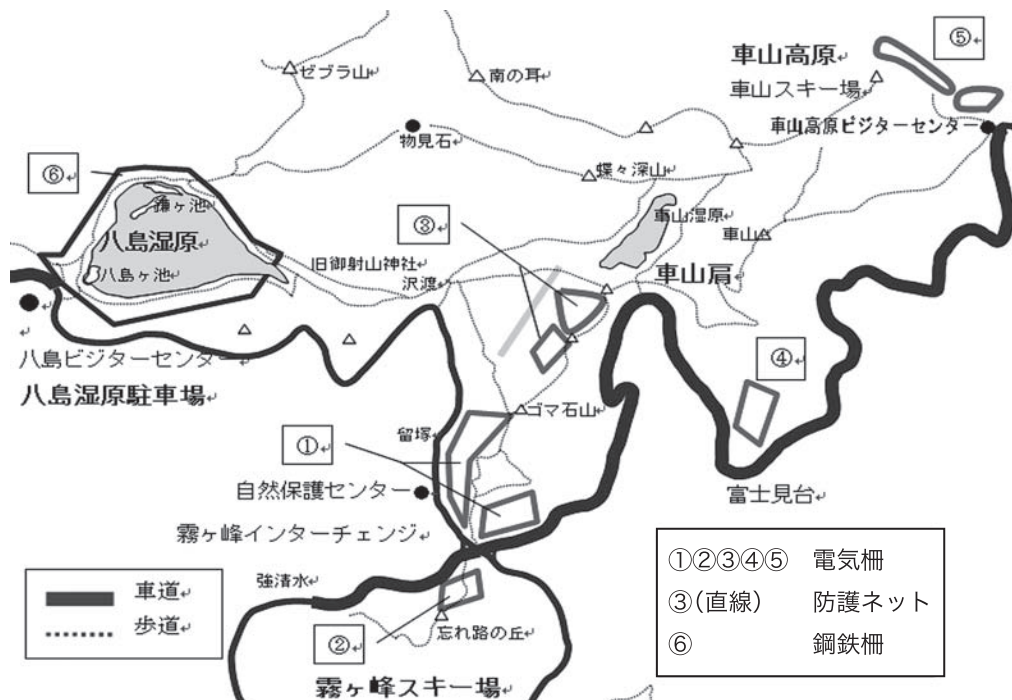
この中で特にニホンジカによる植生被害は深刻で、ニッコウキスゲをはじめとする高原植物に被食が発生しています。また、湿原内にもニホンジカ・イノシシなどの多数の踏み跡及び被食が見られ、次のとおり防護対策を行っています。

設置年度	導入事業名	柵区分	設置延長
平成20年度	県の資材提供	電気柵	1,600m
平成22年度	林野庁、県の資材提供	防護柵	2,660m
平成23年度	林野庁の資材提供	防護柵	1,800m
	県、茅野市、観光協会の資材提供 元気づくり支援金・下桑原牧	電気柵	4,600m 2,000m
平成24年度	県の資材提供	電気柵	400m
	下桑原牧野農協(自力)		400m
平成25年度	県の資材提供	電気柵	300m
設置延長計*			13,760m

※電気柵は、設置年度以後 夏期の設置、冬期の撤去を行っています。

ニッコウキスゲなど高山植物の防護

霧ヶ峰において、ニッコウキスゲなどの高山植物をニホンジカから守るため、電気柵などを設置しました。平成25年度の設置状況は次のとおりです。



3 自然公園施設等の整備・管理

(1) 施設整備の目的

自然公園などの優れた自然環境を保全するとともに、利用者が安全で快適に自然と触れあえることを目的とし、園地、歩道などの施設の整備を実施しています。

→「資料編：表2-5-8 施設整備の状況（平成25年度）」p.174

(2) 自然公園施設等の整備

ア 博物展示施設（ビジターセンター）

地域の自然などをパネル・模型等で分かりやすく解説するとともに、自然公園の利用マナーの周知や情報提供を行うため、博物展示施設（ビジターセンター）を設置しています。

→「資料編：表2-5-9 国又は県が設置した博物展示施設（ビジターセンター）」p.174

イ 中部北陸自然歩道

長距離自然歩道の全国ネットワーク化を図るため、県内において34ルート全長約667kmを整備しています。

→「資料編：図2-5-2 中部北陸自然歩道全体図（平成26年3月31日現在）」p.175

ウ 信濃路自然歩道・自然研究路

自然に親しみながら、自然に対する理解と認識を深め、自然を一層身近に味わうことを目的として、信濃路自然歩道及び自然研究路を整備しています。（資料編 図2-5-2）

エ 自然園・自然探勝園

優れた自然景観を保持している地域の保護と利用並びに自然保護思想の普及を図ることを目的として、各地に自然園・自然探勝園を整備しています。

→「資料編：図2-5-3 自然公園等利用施設位置図（平成26年3月31日現在）」p.176

(3) 登山道や山小屋トイレの整備・改修

山岳環境の問題を考えるにあたり、山岳環境の保全と適性利用の両立を進めていくことが大きな課題です。

緊急に検討しなければならない課題として、主に次の点が考えられます。

● 山小屋トイレのし尿処理方法の改善

山小屋トイレのし尿については、山岳地域という立地条件や気候条件の厳しさから、今まで、自然浸透による処理が多く行われてきました。山岳地域の自然環境の保全や、河川などの源流部に位置するという地理的条件から、し尿の適正な処理が緊急の課題となっています。

● 登山道の整備

一部の山域では、登山者の集中による登山道の拡大・浸食が発生し、周囲の高山植生の後退が見られます。また、危険箇所も散見され、登山道を山域ぐるみで整備していくことが必要です。

ア 山小屋トイレのし尿処理方法の改善

(ア) 山岳地域におけるトイレのし尿処理状況

県内には、平成25年度末現在、トイレがある山小屋は160箇所あります。そのうち、自然浸透（未改善）の山小屋は37箇所、全体の23%を占めています。

表2-5-10 県内の山小屋のし尿処理状況

（単位：箇所数）

トイレがある山小屋数	し尿処理方法の区別	
	自然浸透処理	浄化槽・汲み取り方式他
160	37	123

（平成26年4月1日現在：自然保護課調べ）

(イ) 山小屋トイレの整備状況

県では、平成24年2月に策定した「生物多様性なごの県戦略」において、県内にある山小屋トイレの整備率を、平成32年までに85%(136箇所)まで向上させることとしています。

環境省の直接補助制度や、県単独の助成制度を活用し、平成25年度は3箇所（うち県助成制度活用2箇所）を整備し、現在までに123箇所を整備が完了していますが、一方で37箇所が未整備にとどまっています。

表2-5-11 山小屋トイレ整備のための助成制度（平成25年度末現在）

区分	山岳環境保全対策支援事業（環境省補助事業）
補助対象者	山小屋事業者（民間）
補助対象地域	自然公園区域内
補助対象施設	排水・し尿処理施設（トイレ、携帯トイレブースを含む）、廃棄物分別処理施設・給水施設
補助率	1/2以内
対象事業費	制限なし
事業箇所数（H11～H25）	47（旧事業：山岳環境保全施設等整備事業（H11～H22）含む）
事業対象	自然公園内において事業を執行する※1民間（法人、個人を問わない）の山小屋等※2事業者 ※1 公園計画に位置付けられた事業（計画決定、事業決定がされている）であること若しくは公園計画に位置付けられた何らかの施設の「附帯設備」に位置付けられること（自然公園内に存在しているということだけでは事業を執行していることにはなりません）。 ※2 山小屋等とは次の要件をすべて満たす施設です。 ①登山者等の利用に供する宿舎、休憩所あるいは避難小屋（避難小屋にあつては民間事業に限る）であること。 ②商業電力、上水道、下水道、車道のいずれかが利用できない場所にあること。 ③一般のゴミ収集区域外にあること。 ④相当程度の利用者数があること。

(ウ) 山小屋トイレ整備を巡る問題点

a 経費

山小屋のトイレを整備するには、ヘリコプターによって資材などを輸送する必要があり、建設費が平地などに比較して割高になります。

また、トイレ整備及びその維持管理に係る山小屋の費用負担が山小屋の経営を圧迫することも考えられます。

b 技術

山岳地域では、平地のような通常の整備費の範囲内で適切にし尿処理を行う技術の適用が困難です。処理技術や設備内容の一層の向上が求められています。

(I) 新たな取組

上記の問題を解決し、山岳地域に対応した新たな技術開発を進めるため、環境に優しい山岳トイレ導入促進事業を進めています。

イ 登山道の整備

県内では、年間約70万人の利用者があり、従来の若者を中心とした利用から中高年者・旅行社の募集したツアー登山者、外国人登山者など幅広い利用へと変化しています。

こうした中、登山道の整備に関しては山岳環境の保全の面から以下のような課題があります。

- 多くの登山道が自然発生的に成立したため、管理主体が明確になっていません。
- 登山道は、相当の困難、危険を承知の上、自己責任に基づき利用されていたため、どの程度まで整備する必要があるのか山域で共有できていません。

信州山岳環境保全のあり方についての検討

登山道に関する諸問題や今後の登山道整備のあり方について方策などを検討していくため、平成16年度から「信州山岳環境保全のあり方研究会（登山道問題）」を開催し、「将来的に目指す姿（目標）」と提言を取りまとめ、登山道整備を進めてきました。

しかし、研究会発足から10年近くが経過し、登山道などを取り巻く状況が変化していることを受け、平成25年度に「山岳環境緊急総点検事業」として、県下の登山道や山岳環境の現況調査を行いました。

また、その調査結果等を踏まえ、国、県、市町村などの関係機関や山小屋関係者、遭難対策協議会等の山岳関係者による情報交換と共通認識により、連携を進め、それぞれの山域の状況に即した対策を推進するための「長野県山岳環境連絡会」を設置しました。

○ 山岳環境緊急総点検事業調査結果の概要

- ・ 調査延長：1,243km、120路線（うち踏査1,040km、110路線）
- ・ 施設等の状況

登山道施設数	： 1,088	（1.05箇所/km）
内、施設損傷箇所	122	（11%）
植生保護等施設数	： 283	（0.27箇所/km）
内、施設損傷箇所	3	（1%）
荒廃数	： 175	（0.17箇所/km）

計 300 箇所（施設損傷箇所数＋荒廃数）

- ☆ 階段、木道、鎖場などの施設が、北ア、中ア、御岳が多い。
- ☆ 中ア、御岳では、施設の損傷割合が高いが、地質などに起因するものと推測される。
- ☆ 制限ロープや防護柵などの施設は、北ア、八ヶ岳、中アが多い。
- ☆ 斜面の崩落、路面の洗掘箇所は、南ア、中アで多く、地質や気象状況に起因するものと推測される。
- ☆ 北アでは施設数が多いが、損傷割合は低い。

世界に誇る信州の山岳環境の魅力発信

長野県には13の自然公園があり、これらを全て合わせると、県土の約21%、全国3番目の広さを誇り、全国でも有数の自然が豊かな地域と言えます。3,000m峰15座を頂点に、県土の約8割を占める森林や、高原、湖沼、田園地帯等、標高ごとに変わる様々な自然環境は、豊かで数多くの生き物たちを育んでいます。

また、県内に2か所あるユネスコエコパーク*、日本を分断する中央構造線やジオパーク*、さらには数百年の歴史を刻んだ森林が点在するなど、世界に誇れる魅力を数多く有しています。

そこで、長野県ではこれら貴重な財産である「信州の山」に感謝し、山を守り、育て、活かしながら、次の世代に引き継いでいくため、本県にある4つの自然公園が周年記念を迎える平成26年から、毎年7月第4日曜日を「信州 山の日」、毎年7月15日から8月14日までを「信州 山の月間」と制定しました。

これを契機に、信州の山に関する魅力を紹介し、共に考える様々な取組を展開していきます。

《周年記念を迎える自然公園の紹介》

- 中部山岳国立公園（昭和9年(1934年)12月4日指定：80周年）

本県、新潟県、富山県、岐阜県の4県にまたがる北アルプス山域を指定したわが国を代表する山岳公園。乗鞍岳、穂高岳など標高3,000m級の高峻な山々がそびえ、涸沢(穂高岳)など各地に氷河時代の痕跡を残す。積雪量が多いことから万年雪が形成され、湿生の高山植物も多く見られる。

- 南アルプス国立公園（昭和39年(1964年)6月1日指定：50周年）

本県、山梨県、静岡県の3県にまたがる山岳公園で、中部山岳国立公園と並んでわが国を代表する山岳公園の一つ。甲斐駒ヶ岳、仙丈ヶ岳、北岳などなだらかな稜線は急峻な北アルプスと比べ大きな山容を感じさせる。キタダケソウなど固有の高山植物のほか広大なお花畑が見られることでも有名。

- 八ヶ岳中信高原国定公園（昭和39年(1964年)6月1日指定：50周年）

本県の中心に位置する中信高原から、山梨県にまたがる八ヶ岳連峰を指定した自然公園。乾性の美ヶ原高原がある一方、国の天然記念物でもある霧ヶ峰湿原植物群落があるなど自然的特長も様々。蓼科山(2,530m)は頂上が樹林の育たない溶岩で覆われており360度の展望が楽しめる。

- 塩嶺王城県立公園（昭和39年(1964年)6月25日指定：50周年）

国道20号を境に八ヶ岳中信高原国定公園に接し、勝弦（かつつる）峠、小野峠から王城山にかけた標高約1,000mの高原一帯を区域とする自然公園。小野峠の西麓には、国の天然記念物に指定された「小野のシダレグリ自生地」があり、枝を傘の様に垂れた「しだれ栗」が二千数百株群生している。



南アルプス国立公園 塩見岳からの展望



八ヶ岳中信高原国定公園 八島ヶ原湿原

* ユネスコエコパーク→p.191、ジオパーク→p.189

山岳環境の保全と適正利用 ～登山ブームと利用のあり方～

日本の屋根、長野県は、国内随一の山岳県であり、日本アルプスや八ヶ岳を中心に年間70万人以上の登山者が訪れます。

特に近年、中高年登山、山ガールのブーム等をきっかけに、学校のクラブや山岳会に所属しないフリーの登山者も長野県の山岳を訪れるようになってきました。それに合わせ、以前からの危険や不便を覚悟した登山者だけでなく、行楽の延長として安心・安全・快適を求める登山客も増えてきています。

それらの要請や登山客へのおもてなしとして、地元では、登山道の修繕やトイレの改修に努めています。



しかし、ちょっと待って下さい。それはどこまでやればいいのでしょうか？

安心・安全のために、手すりをつけて、路面を整備して、沢山の道標をつける？

快適のために、暖房便座、ウォッシュレット付の水洗トイレにする？

それは本当に登山なのでしょうか？

安心・安全で快適、それは市街地の公園での散歩とどこが違うのでしょうか？登山の大きな魅力であるはずの非日常性は失われてしまいます。

また過剰な整備は、微妙なバランスで成立している山岳環境や、山岳の荘厳な雰囲気や、山岳の荘厳な雰囲気を壊してしまいかねません。

山岳の環境は、長野県の美しく豊かな自然環境の重要な要素であり、将来に引き継ぐべき貴重な財産です。持続可能な形で登山を続けるためには、登山客の多様なニーズを踏まえつつ、保全と適正利用のあり方を、山域の皆さん全員で考えていくことが必要です。

県では、平成26年度に、行政、山岳関係者からなる「長野県山岳環境連絡会」を立ち上げ、県下の山岳環境の保全と適正利用についての検討と合意形成を図りつつ、方針を策定することとしています。



また、広い長野県では、地域ごとに山岳環境や山岳を取り巻く事情が大きく違ってきていることから、県下を10の山域に分け、それぞれに「地域部会」を設置することとしています。

地域部会では、山域の特性を踏まえ、どんな登山者を想定し、どのレベルまで整備するか、そのための地域づくり、体制をどうするかなどの、将来像（地域デザイン）を描きながら、山岳環境の保全と適正利用についての協議・調整を進めることとしています。

美しく豊かな山岳は、県民だけでなく、全ての人にとって将来に引き継ぐべき貴重な財産です。

今後も継続的に登山を続けていくため、登山者の皆さんも、山岳環境の保全と適正利用について何ができるか考えてみてください。

第2節 自然との豊かなふれあいの確保

現状と課題

1 本県の農村は、食料の安定供給や多面的機能を発揮する場として、中山間地域から都市近郊地域まで様々な立地条件の中で、地縁的・血縁的つながりを持つ農業集落が、中山間地域農業直接支払事業なども活用しつつ、共同活動により地域資源を維持・活用してきました。

しかし、中山間地域等においては、農業者の減少や高齢化、共同活動の低下などにより、耕作放棄地の発生や野生鳥獣による農作物被害が拡大しています。また、都市近郊地域などにおいても、農業者の高齢化と減少及び混住化が進み、農家人口が減少している集落では、農村コミュニティ活動への住民の参加が減少し、農地や農業用水路などの地域資源を保全する活動の継続が困難になりつつあります。

加えて、農林業や自然と密接な結び付きを持ち、地域の住民に継承されてきた伝統芸能や食文化、農業の営みとともに行われてきた祭りなどの農村文化も保存や伝承が困難となりつつあります。

今日の問題の多くが、日常生活や事業活動に起因しているため、日ごろから身近な環境問題に関心を持ち、環境保全への意識を高めてもらう必要があります。

2 県土の8割を占める森林は、多様な生態系を支えるとともに、清らかな水と空気を育み、災害から県民の生命と暮らしを守り、木材をはじめとした林産物を産みだし、更には二酸化炭素の吸収・固定により地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的な機能を有しています。

現在、木材価格の長期的な低迷などにより、林業の採算性が悪化したことから、森林所有者による適切な森林の整備や管理が行われず、求められる森林の機能を十分に発揮できない森林が多く存在しています。このため、重視すべき森林の機能に応じて、必要な森林整備が着実に実行され、持続的にその機能が発揮されるような仕組みが必要となっています。

施策の展開

1 自然とふれあう機会の充実

(1) 自然観察インストラクター*・自然解説団体による自然観察会の実施

ア 自然観察インストラクター事業

本県は優れた自然環境に恵まれており、この環境を保護し、後世に伝えていくためには県民一人ひとりの自然を守る心を育てていくことが大切です。そこで、平成5年度から植物、鳥、昆虫、星座などの自然に詳しい人及び県内で自然解説事業を行っているNPO法人などの団体を、それぞれ「自然観察インストラクター」及び「自然解説団体」として市町村、学校等へ情報提供することによって、自然観察会などの実施を支援し、自然に親しみ学習する機会の充実を図っています。

平成25年度は、自然観察インストラクターが自然解説を行う自然観察会が587回開催され、延べ18,159人が参加しました。(表2-1-13)

表2-1-13 自然観察インストラクターが活動した自然観察会開催数及び延べ参加者数

	登録者数	観察会 開催数	参加者数 (人)		子 供
			大 人		
平成25年度	325人	587	18,159	9,472	8,687
平成24年度	324人	657	18,111	10,987	7,124

* 自然観察インストラクター→p.189

イ 自然探勝会の開催

本県の美しく豊かな自然を守っていくためには、多くの人々が自然に親しみ、自然の大切さを理解することが必要です。そのため県では、昭和54年度から自然探勝会を開催し、障がいがあり、自発的に高原などを散策する機会が比較的少ない人達に、自然にふれあう機会を創ることで、より多くの人々に自然に親しんでもらい、自然に対する理解を深めてもらうよう取り組んでいます。(表2-1-14)

表2-1-14 最近(過去5年間)の自然探勝会参加者数

年度	21	22	23	24	25
人数	389	402	374	201	246

(2) 森林セラピー基地*

森林セラピー基地、セラピーロードとして、NPO法人森林セラピーソサエティから、これまでに県内で10箇所が認定されており、これは全国で認定されている53箇所の約2割となっています。

県では、地域の特色を生かした森林空間の活用を促進し、農林業・観光・医療等と融合した新たな森林関連産業としての育成を図り、地域の活性化につなげるため、市町村などと連携して、「森林セラピー県ながの」を全国に発信するとともに、施設整備やガイドなどの人材育成を支援しています。

→「資料編：表2-5-13 認定された県内の「森林セラピー基地」・「セラピーロード」」p.177

2 観光利用との調和

(1) グリーン・ツーリズム*の推進

近年の国民の価値観の多様化に伴い、物の豊かさよりも心の豊かさを重視する傾向が高まっています。

このような中で、都市住民を中心に「ゆとり」と「やすらぎ」に満ちた農村が「第二のふるさと」として求められ、農山村に滞在し様々な体験を通じて人々と交流する活動が行われています。

国においては、グリーン・ツーリズムを法的に支援するため、平成7年に「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」(通称：余暇法)を制定し、その中では①県基本方針、市町村計画の策定(表2-5-14)②農林漁業体験民宿業者の登録制度(表2-5-15)③体制や施設整備等の支援措置を定めています。

また、県においては、平成7年4月1日に施行された余暇法に基づき平成8年7月に基本方針を策定、公表し、市町村における都市住民の受入体制や施設整備などの促進を図るとともに積極的な情報発信を行っています。

→「資料編：表2-5-14 市町村計画の策定状況」p.177

→「資料編：表2-5-15 農林漁業体験民宿業者の登録状況」p.177

* 森林セラピー基地・セラピーロード→p.188、グリーンツーリズム→p.187

(2) 温泉の保護と利用

ア 本県の現況

本県の温泉は、東信地区にある中央隆起帯、大北地方北部にある小谷隆起帯近くに多くの温泉が分布しています。また、北アルプスの乗鞍火山帯及び八ヶ岳火山列には温度の高い温泉が分布しています。一方、南信地区では古い時代の花崗岩地域のため、比較的温度の低い源泉が多くあります。

平成26年3月31日現在、源泉数は995箇所あります。また温泉の有効利用においても、浴用だけでなく融雪や農業に利用している温泉もあります。

イ 近年の温泉掘削と保護

近年の土地掘削件数は概ね年間1桁台にありますが、場所によっては、深さが1,000m以上の掘削も行われています。こうした状況の中で、本県においては、既存源泉に影響を及ぼさないよう、また、その他公益を害するようなことがないよう、長野県環境審議会温泉審査部会の答申のもとに、土地掘削申請の許可処分を行うことにより温泉源の保護に努めています。

ウ 温泉の利用

温泉の利用については、日帰り温泉施設の増加により、広く一般の人々が温泉を気軽に利用できるようになりました。また、温泉スタンド、タンクローリーによる給湯など今までとは違った温泉の利用形態も増加してきています。近年は、団体で温泉地へ旅行に出かけるというかつての温泉の楽しみ方から、居住地で気軽に温泉を楽しみたいという利用者のニーズの変化がうかがえます。こうした中で、本県では、温泉の適正利用を図るため、温泉利用施設の現地調査、利用指導などを行っています。

表2-5-16 保健福祉事務所別源泉数等

(平成26年3月31日現在)

保健福祉事務所名	源泉数	温泉地数
佐久	68	19
上田	68	24
諏訪	164	15
伊那	15	9
飯田	55	24
木曾	39	19
松本	123	30
大町	58	25
長野	107	18
北信	258	27
長野市	40	6
合計	995	216

(注) 温泉地とは、1つ以上の源泉が存在し、温泉利用宿泊施設のある地域である。

(薬事管理課調べ)

表2-5-17 土地掘削許可件数の推移

年度	19	20	21	22	23	24	25
許可件数	3	4	1	0	2	1	4

(薬事管理課調べ)

表2-5-18 許可種別件数

(平成25年度)

掘削	4件
動力装置	3件
増掘	0件

(薬事管理課調べ)

3 自然公園の適切な管理

(1) 県自然保護センターを中心とした自然公園の管理

ア 県自然保護センターの整備・運営

自然公園内に県自然保護センターという博物展示施設（ビジターセンター）を設け、展示物や自然観察会を通じ、その地域の自然環境の魅力や抱えている環境問題などを理解してもらうことによって、自然環境を保全する意識の高揚を図っています。(資料編 表2-5-13)

イ 自然保護レンジャー・自然公園指導員による巡視活動

自然公園や県自然環境保全地域、郷土環境保全地域等における自然保護に関するマナーなどの普及啓発を図るため、自然保護レンジャー372名が利用者の指導を行っています。平成25年度の活動日数は延べ3,544日に達しました。

また、自然公園の保護と利用の適正化のため、環境省から委嘱された自然公園指導員146名が自然公園の利用者の指導を行っています。

希少野生動植物保護回復事業計画の策定について

1 趣旨・目的

指定希少野生動植物の保護及び回復を目的とし、民間団体等の幅広い活動による希少野生動植物の生息・生育環境の保全、回復などの事業を推進するため、その指針となる保護回復事業計画を県が策定しています。

2 概要

指定希少野生動植物のうち特に緊急に保護が必要で県民主体の保護活動が期待される種について、生息・生育の現状、保護回復に関する課題、保護回復事業の目標、緊急に取り組むべき事項を記載しています。

3 計画策定種

【維管束植物】



ヤシャイノデ



タデスマレ



ホテИАツモリ



ササユリ



アツモリソウ

【脊椎動物】



イヌワシ



ライチョウ



ブッポウソウ

【無脊椎動物】



オオルリシジミ



ミヤマシロチョウ



フシゲルリカミキリ

平成18年度策定種

- ・ヤシャイノデ
- ・イヌワシ

平成19年度策定種

- ・タデスマレ
- ・オオルリシジミ

平成20年度策定種

- ・ホテИАツモリ
- ・ライチョウ

平成21年度策定種

- ・ミヤマシロチョウ

平成22年度策定種

- ・ササユリ

平成23年度策定種

- ・フサヒゲルリカミキリ

平成24年度策定種

- ・ブッポウソウ

平成25年度策定種

- ・アツモリソウ

計11種

写真：イヌワシ(片山磯雄氏提供)、ブッポウソウ(天龍村役場提供)、フサヒゲルリカミキリ(川上美保子氏提供)、その他(自然保護課又は環境保全研究所撮影)

第3節 森林や農山村の多面的機能の発揮

現状と課題

1 水源のかん養など、森林の公益的機能の発揮が期待され、機能増進を図る必要な森林については、計画的に保安林*の指定を進め、公的な整備や伐採の制限などにより森林の保全や機能増進を図っています。

特に水源林の保全を積極的に進めるため、法的な規制が及んでいない水源林については、市町村などと連携し保安林の指定を計画的に進める必要があります。

2 本州のほぼ中央部に位置する本県は、東西約120km、南北約210kmの広大な県土を有し、3,000m近い標高差のある複雑な地形や地域の特色ある気候、農林業を通じた人間からの働きかけにより、多様な自然環境が形成されています。

環境省が行った植生調査でも、本県は、植生度が高い地域（植生自然度*9又は10）が県土の19%を占めており、全国的にも優れた自然が多く残されていると言えます。

こうした状況の中で、特に、農山村地域を中心に、農林業生産を通じた良好な環境が維持され、野生動植物の生息地となっている里山なども多くあります。

これらの地域は、身近な自然に親しむ県民の憩いの場であり、また、木材、きのこなど多くの自然の恵みをもたらしています。

農山村地域を構成する要素である農地や森林は、人々が自然の仕組みに沿った形で人間活動を行うこと、すなわち、農地や森林などの地域の資源を適切に活用し、また管理することにより、地域の活性化と環境の保全が図られます。しかし、農山村地域の現状は、産業構造の変化等による農林業の担い手不足や都市化の進展などにより、環境保全能力の低下が懸念されています。

こうしたことから、県環境基本計画では、自然と人が共に生きる郷土を目指すため、自然公園等の優れた自然環境の保護・保全と同様に、農山村地域などにおける身近な自然環境の保全も重要な施策としています。

3 ゴルフ場で使用される農薬については、平成2年5月に環境庁（当時）から、ゴルフ場からの排水中の農薬濃度について暫定指導指針値等が示されており、210農薬（平成25年6月13日現在）について定められています。

県では、平成元年2月に「ゴルフ場における農薬等の安全使用等に関する指導要綱」を制定し、ゴルフ場事業者の農薬などの適正な取扱について指導しています。特に、ゴルフ場における農薬取扱責任者、その他農薬の使用に携わる者について、県が開催する農薬安全使用推進大会等の研修会への参加を求めています。

また、事業者はゴルフ場からの排水中の農薬濃度を測定し、指針値を超える濃度の排水は排出してはならないと定めています。

なお、県では、昭和63年度から平成17年度までゴルフ場からの排水中の農薬濃度などの調査を行ってきましたが、指針値を超えた事例がないため、平成18年度以降調査は行っていません。

* 保安林→p.191、植生自然度→p.189

施策の展開

1 森林整備による生活環境や良質な自然環境の保全

水源のかん養や災害の防備などを目的とした保安林は年々増加しており、平成25年度末までの指定により、県内の森林面積の54%を占めるまでになっています。保安林の目的別の構成を見ると、水源かん養73%、災害の防備27%となっています。

また、水源林の保全を積極的に進めるため、今後、5か年間で約2,300haの水源林を保安林に指定する予定です。(表2-5-19)

表2-5-19 保安林面積の推移

(単位：ha)

区分	S62	H4	H9	H14	H19	H22	H23	H24	H25
水源のかん養	359,840	365,622	381,136	387,526	405,659	413,084	414,080	414,934	416,435
災害の防備	131,658	135,557	141,038	146,101	(134) 150,703	(134) 152,594	(134) 154,751	(134) 155,329	(134) 156,251
保健・風致	(23,113) 966	(24,050) 1,119	(24,969) 849	(26,175) 848	(27,512) 755	(27,964) 756	(27,964) 770	(27,964) 771	(27,962) 758
計	(23,113) 492,464	(24,050) 502,298	(24,969) 523,023	(26,175) 534,475	(27,512) 557,117	(28,098) 566,434	(28,098) 569,601	(28,098) 571,034	(28,096) 573,444

(注) () 内は他の保安林との重複分

(森林づくり推進課調べ)

保安林の機能強化を図るため、崩落した林地の復旧整備や災害に強い森林の整備などを行う治山事業を実施しています。(表2-5-20)

表2-5-20 治山事業の実施箇所数

(単位：箇所)

区分	S62	H4	H9	H14	H19	H22	H23	H24	H25
治山事業	1,331	1,047	922	458	326	277	286	355	312

(森林づくり推進課調べ)

2 農山村の多面的機能の維持と環境保全

(1) 農山村地域における多面的機能の維持・発揮

ア 農業生産等の維持を通じた多面的機能の確保

県営中山間総合整備事業などの実施により、農山村地域に存在する豊富な資源や風光明媚な景観、生活文化を維持・発揮するために必要な施設の整備に努めています。(表2-5-21)

また、農地、農業用水などの資源や農村環境を保全するため、農地・水保全管理支払事業により、水路の泥上げ・補修などを地域ぐるみで行う活動組織の体制整備と共同活動に対し支援を行っています。(表2-5-22)

更に、中山間地域等で農業生産活動などを行う農業者を支援する中山間地域農業直接支払事業を通じて、農業・農村が有する多面的機能の確保に努めています。(表2-5-23)

表2-5-21 県営中山間総合整備事業実績
(平成25年度) (農地整備課調べ)

事業名	県営
農業用排水施設整備	5.2km
ほ場整備	13.5ha
農道整備	0.7km

表2-5-22 農地・水保全管理支払交付金の
市町村活動組織及び面積

(農地整備課調べ)			
年度	市町村	活動組織	面積 (ha)
平成25年度	49	332	14,803

表2-5-23 中山間地域農業直接支払事業実施市町村及び面積
(平成26年3月31日現在) (農村振興課調べ)

年度	市町村	面積 (ha)
平成25年度	72	9,907

イ 快適な農村生活環境の整備

農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等の整備促進、農地の適切な管理、遊休農地の有効活用、農村公園の整備などによる緑豊かな農村環境の形成に努めています。

ウ 都市農村の交流推進

農山村地域の環境保全や景観を維持し、グリーン・ツーリズム等の滞在型余暇活動を推進するため、農林業・農山村体験施設やクラインガルテン*など、都市との交流施設を整備し、農山村地域を舞台とした交流を進めています。

3 野生鳥獣の保護管理

野生鳥獣は、生態系の重要な構成要素です。最近では、これらの重要性が認識され、野生鳥獣に対する関心が高まっています。

しかし、野生鳥獣による農林業被害は、平成25年度では約11億円と高いレベルで推移し、また、自然植生への影響も大きな問題となっており、適切な野生鳥獣の保護とともに被害対策も求められています。

このため、第11次鳥獣保護事業計画に基づき、保護管理を実施しています。

(1) 鳥獣保護区の指定

県土における多様な鳥獣の生息を保障し、確保するための中心となる地域として鳥獣保護区を設置しています。

平成25年度末の鳥獣保護区は、136箇所20万9,735haであり、県土面積の15.5%に達しています。

(2) 特定鳥獣保護管理計画の策定

著しい農林業被害や生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣及び地域個体群として絶滅のおそれのある鳥獣を対象に、科学的・計画的な保護管理により、地域個体群を安定的に維持しつつ、農林業被害などを軽減するため特定鳥獣保護管理計画を策定し、保護管理に努めています。

平成25年度までに、カモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシの計画を策定しています。

(3) 鳥獣保護事業の普及啓発

違法な捕獲・飼養の防止、適正狩猟についての周知徹底、野生鳥獣への必要以上の人的関与や無用な保護の防止、生ゴミ等の適正な処理、安易な餌やりの防止などに対する普及啓発に努めています。

* クラインガルテン→p.188

(4) 有害鳥獣捕獲の適正実施

農林水産物被害、生活環境の悪化、人身への被害、自然生態系のかく乱を防ぐための有害鳥獣捕獲については、鳥獣の保護との両立を目指して、適正実施に努めています。

(5) 野生傷病鳥獣の救護

人と野生鳥獣における共存の考え方の普及啓発及び野生鳥獣の保護繁殖を目的として、県下の公営動物園、獣医師会、ボランティア、一般県民と連携し、ケガなどにより保護された野生鳥獣の救護を進めています。平成25年度は233件の鳥獣の救護を実施しました。

(6) 移入鳥獣についての対応

移入鳥獣については、在来の近縁種や在来の同種個体との交雑による遺伝的汚染、在来種の圧迫などによる生態系のかく乱のおそれがあり、生物多様性を損なう場合があること、また、人畜共通感染症や予想外の農林業被害等の原因となるおそれもあることから、移入の防止と排除に努めています。

4 ゴルフ場開発の現状と対策

(1) 開発の現状

県内では、72箇所のゴルフ場が開設されています（平成26年4月現在）。近年は、ゴルフ場の新たな開発自体は停滞の傾向が見られます。

ゴルフ場の開発については、大規模な開発が山林地帯で行われることから、災害の危険性が増大するなど、様々な問題が懸念されています。

(2) 総量規制の実施

平成元年12月に「長野県ゴルフ場開発事業に関する指導要綱」を制定し、いわゆる総量規制を実施しています。

次のような規制を内容とし、ゴルフ場開発の地域的な集中を排除しようとしたものです。

ア 市町村のゴルフ場面積の合計が、その市町村内の標高1,600m未満の森林面積の2%を超えたときは、それ以上の開発は行わないこと。

イ 県内のゴルフ場面積の合計は、県内の標高1,600m未満の森林面積の2%以内とし、これを超える開発は行わないこと。

(3) ゴルフ場における農薬等の適正使用の徹底

農薬などの適正使用を徹底するため、「ゴルフ場における農薬等の安全使用等に関する指導要綱」に基づき、農薬使用実績の報告や水質測定を義務付けるとともに、農薬適正使用の指導を行っています。

長野県森林づくり県民税（森林税）の活用による里山の整備

県土の約8割を占める森林は、清らかな水や空気を育み、土砂災害や地球温暖化を防止し、木材等の林産物を供給するなど、私たちの暮らしに欠かせない「多面的機能」を有しており、これらの機能を金額に換算すると、県民一人あたり年間140万円の恩恵を受けていると試算されます。

長野県では、戦後に一斉に植えられた「人工林」の約8割が、緊急に手入れが必要な時期を迎えています。木材価格の低迷や、林業の採算性の悪化などにより、多くの森林で「間伐」などの手入れがされずに森林機能が低下し、私たちの安全安心な暮らしへの影響が懸念される状況です。

この状況を踏まえ、長年にわたって先人が育ててきた森林を健全な姿で、次の世代に引き継ぎ、森林の恩恵を受けている県民みんなで支える仕組みとして、平成20年度から森林税を導入し、里山の間伐を積極的に推進してきました。さらに、里山の現状を踏まえ平成25年度から5年間の延長が認められ、引き続き手入れの必要な里山の間伐を重点的に進めるとともに、水源林の保全対策や間伐材等の森林資源の利活用による継続的な森林づくり等の視点を加えた取組を展開しています。

森林税を活用した「里山」の間伐については、平成20年度から25年度までの6年間に、約2万5千ha（このうち平成25年度分は3,449ha）を実施しました。この面積は、諏訪湖18個分の面積にあたります。

こういった身近な里山の整備は、地域住民の森林整備に対する関心の高まりにもつながっており、適切な森林づくりにより災害に強い森林となることで、地域で生活する上で「安心につながった」という声も聞かれています。

間伐実施前後の森林状況（青木村会吉地区）



林内が混んでいて暗くなってしまっています。これでは下草が生えず、1本1本の木が大きく健全に成長することができません。このような森林であると、多面的機能が十分に発揮されません。



間伐（樹木を間引き）を行うことで、林内に光が入り下草が生えます。また空間ができることで木が大きく成長し、根もしっかり張ることにより、土砂流出防止などの多面的機能を十分に発揮できる森林になります。

間伐実施後のPR（大鹿村）



森林税活用の成果をPRするため、道路沿いの間伐実施箇所において、横断幕や看板を設置しています。

中学生による除伐作業（成城学校と長野森林組合との里親契約）



荒廃した里山や山村集落へ県が仲立ちとなり、企業等の社会貢献活動を誘導し、森林整備の活用と交流を通じた地域の活性化を促進しています。（森林の里親促進事業）